新余鋼鉄集団有限公司
馬鞍山鋼鉄股份有限公司
鞍鋼集団有限公司
鞍鋼股份有限公司
鞍山鋼鉄集団公司
攀鋼集団有限公司
本鋼集団有限公司
首都鋼鉄集団有限公司
首鋼遷安鋼鉄有限責任公司
通化鋼鉄集団有限責任公司
山東鋼鉄集団有限公司
河鋼集団有限公司
河鋼集団唐鋼公司
河鋼集団邯鋼公司
河鋼集団承鋼公司
江蘇沙鋼集団有限公司
東北特殊鋼集団股份有限公司
包頭鋼鉄（集団）有限責任公司
北京建龍重工集団有限公司
山西建龍実業有限公司
河北津西鋼鉄集団
河北鑫達鋼鉄集団有限公司
河北燕山鋼鉄集団有限公司
唐山文豊特鋼有限公司
唐山瑞豊鋼鉄（集団）有限公司
河北安豊鋼鉄集団有限公司
辛集市澳森特鋼集団有限公司
徳龍鋼鉄集団
天津市新天鋼鋼鉄集団有限公司
唐山港陸鋼鉄有限公司
河北太行鋼鉄集団有限公司
唐山首唐宝生機能材料有限公司
山西晋南鋼鉄集団有限公司
凌源鋼鉄集団有限責任公司
南京鋼鉄集団有限公司
中天鋼鉄集団有限公司
三宝集団股份有限公司
山東鋼鉄股份有限公司
山東泰山鋼鉄集団有限公司
日照鋼鉄控股集団有限公司
安陽鋼鉄集団有限責任公司
安陽鋼鉄股份有限公司
信陽鋼鉄有限責任公司
湖南鋼鉄集団有限公司
湖南華菱漣源鋼鉄集団有限公司
広東宏徳鋼鉄集団有限公司
広西柳州鋼鉄集団有限公司
広西北港新材料有限公司
雲南穆光工貿有限公司
陝西漢中鋼鉄集団有限公司
酒泉鋼鉄（集団）有限責任公司
台湾　中國鋼鐵股份有限公司
　　中龍鋼鐵股份有限公司

○財務省告示第百五十三号

大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産冷延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月一日　　財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
ＪＦＥスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　冷延鋼帯及び鋼板

(二)　銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品

イ　冷間圧延をした鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の〇・六パーセント未満であって、幅が六〇〇ミリメートル以上のものとし、厚さ及び形状を問わず、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表（以下「ＨＳ品目表」という。）第七二〇九・一五号、第七二〇九・一六号、第七二〇九・一七号、第七二〇九・一八号、第七二〇九・二五号、第七二〇九・二六号、第七二〇九・二七号、第七二〇九・二八号又は第七二〇九・九〇号に分類される。

ロ　冷間圧延をしたその他の合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の〇・六パーセント未満、かつ、ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇八パーセント以上、かつ、ＨＳ品目表第七二類の注１(f)に記載のほう素以外の元素の含有量が基準以下のものであって、幅が六〇〇ミリメートル以上のものとし、厚さ及び形状を問わず、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）。ＨＳ品目表第七二二五・五〇号又は第七二二五・九九号に分類される。

(三)　特徴　常温で冷間圧延をすることによって、スケールがなく、滑らかで光沢のある表面を有する鋼帯及び鋼板であり、自動車部品、家電、鋼製家具、容器、電池ケース、鋼管等、広汎な用途に利用されている。